

## 群馬大学医学部医学科学生の大学院授業科目の履修に関する内規

平成 29. 4. 18 制定

### (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学学則（以下「学則」という。）第41条の2第2項及び群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程に基づき、医学部医学科学生が大学院医学系研究科医科学専攻の授業科目を履修すること（以下「先行履修」という。）に関し必要な事項を定める。

### (履修資格)

第2条 先行履修ができる者は、群馬大学医学部医学科・大学院医学系研究科医科学専攻 MD-PhD コースの運用に関する申合せ3（2）の規定により MD-PhD コースに選抜された者とする。

### (授業科目)

第3条 先行履修をすることができる授業科目及び修得単位数は、群馬大学大学院医学系研究科規程別表第4に定めるとおりとする。ただし、専門科目については卒前・卒後一貫 MD-PhD コースの学生のみが履修できるものとする。

### (履修の許可)

第4条 先行履修をする者は、所定の日までに履修しようとする授業科目を所定の履修願により医学系研究科長に申請しなければならない。

### (修得した単位の取扱い)

第5条 先行履修により修得した単位は、先行履修した学生が大学院医学系研究科に入学した場合に限り、本人からの申出により10単位を限度として修了要件単位に含めることができる。

### 附 則

この内規は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。